

個人向け国債（固定・5年）

購入対象者	個人のお客さま
期間	5年
発行頻度	年4回
購入単位	最低額面1万円以上額面1万円単位
利子	<p>半年毎の年2回の利払日に、下記計算式で計算された金額をお支払いいたします。（ご指定の預金口座へ入金いたします。） 「額面金額×適用利率（年率：％）/100×1/2」（税引前）</p> <p>税金・・・20％の分離課税（国税15％、地方税5％）となります。 （ただし、障害者の方や寡婦年金等を受給されている方などについては、いわゆる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の非課税貯蓄制度の適用が受けられます。） 利払日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日のお支払いとなります。</p>
金利	<p>固定金利 適用利率（年率：％）＝基準金利－0.05％（税引前） ・基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回りとなります。 ・適用利率の下限金利は、0.05％（年率・税引前）となります。</p>
償還金額	額面100円につき100円
手数料など諸費用について	個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
債券の取扱い	国債振替決済制度にもとづく口座管理方式によりお取り扱いいたします。国債本券はペーパーレス化により発行されないため、本券のお引き出しはできません。
お取引の留意事項	<p>お取引にあたっては、債券取引口座の開設が必要となります。（債券取引口座の開設にあたっては、口座管理料等の費用は頂戴いたしません。） なお、既に債券取引口座を開設済みの場合は、再度、開設する必要はございません。</p> <p>お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。（お預けいただいた購入代金には付利されません。） お取引が成立した場合には、お取引の取消や内容の変更ができません。 発行日から利払日までの期間が6ヵ月に満たない場合には、調整のため経過利子が発生します。</p>
中途換金	<p>第4期利子支払日（発行日から2年経過）後であれば、中途換金可能です。（平成24年4月以降は発行から1年経過すれば中途換金が可能となります。） 中途換金時の換金金額＝額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額 ・中途換金調整額＝4回分の各利子（税引前）相当額×0.8 （平成24年4月以降は2回分の各利子（税引前）相当額×0.8） ・購入時に初回の利子の調整額を払い込まれた場合は、中途換金調整額から初回の利子の調整額が差し引かれますが、その計算を適用する期間は、発行日から第5期利子支払日の前日まで（平成24年4月以降は第3期利子支払日の前日まで）の間となります。 保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、第4期利子支払日（発行日から2年経過）前であっても中途換金することが可能です。 当行では、償還日又は利払日より起算して7営業日前から売却等の受付ができませんので、ご了承ください。</p>

詳しい購入方法等は、お取引店またはお近くのみちのく銀行各支店へお問合せください。

(※各出張所については、お取扱いできませんのでご了承願います。)

株式会社みちのく銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第11号
〒030-8622 青森県青森市勝田一丁目3番1号 TEL017-774-1111(代表)
加入協会：日本証券業協会

国債をご購入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みになり、十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

国債は、預金ではありません。

銀行で取り扱う国債は、預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。

国債の取引の有無が、当行におけるお客様のその他の取引(融資等)に影響を与えることはありません。